令和８年度第１回長崎市人権教育・啓発審議会議事録

１　開催日時　　令和８年８月 21 日（金）　14 時 00 分～16 時 00 分
２　開催場所　　長崎市役所 15 階　中会議室（長崎市魚の町４番１号）
３　議　　題
（１）第３次長崎市人権教育・啓発に関する基本計画の進捗状況について（令和７年度）
（２）その他（長崎県パートナーシップ宣誓制度及び長崎県人権尊重を促す条例（仮称）に係る県の動向）

議題（１）第３次長崎市人権教育・啓発に関する基本計画の進捗状況について（令和７年度）

【委員】
資料４の指標番号 13「同和問題を知っている市民の割合」について、数値目標の形骸化と限界を感じている。取組内容は「人権に関する県民意識調査（長崎市民回答分）」、指標は「同和問題を知っている市民の割合」となっているが、県民意識調査が５年に１回しか行われないため、毎年の進捗状況の評価ができない。新しい施策へのフィードバックが機能していないのではないかと思う。できることなら、市独自の意識調査を行い、新しい取組みにつなげていくべきではないか。
もう１点は周知率の停滞である。イベントなどでの本人通知制度のチラシ配布が、戸籍などの不正取得が人権侵害につながるという理解促進につながったとあるが本当にそうなのか。以前、長崎市が本人通知制度の登録者数を非公開としている考え方として、登録者数が少ないことを市民が知ることで、危険性が少ないから大丈夫なんだと間違った安心感を持たないようにとの説明を受けた。登録者数の推移を示して、その結果で明確な評価をすべきではないか。強制はできないが市職員全体が登録を行い、それを市民にＰＲすることが最大の効果になるのではないか。長崎県の人権尊重を促す条例案の名称に見られるように、長崎県が主体となって県民をけん引する姿勢が見られない。市民の登録者数の増加を明確な目標にすることにより、進行管理の形骸化を防いで実効ある取組みになるよう、これまでとは観点を少し変えた長崎市の前向きな姿勢を市民にアピールしてほしい。

【人権男女共同参画室】
数値目標の形骸化については以前から本審議会において意見があり、以前は住民情報課が具体的な説明をした。数値目標は、昨年の審議会を経て、残りの計画期間についても引き続き県民意識調査の数値を目標値としている。長崎市で実施している市民意識調査は、項目が多岐にわたるため具体的な項目とまではいかないが、人権に関しての質問で「いやな思いをしたり、不当な扱いを受けていると感じたことがある」と回答した人がどの分野でそう感じたかについて、昨年度から選択項目の中に同和問題や貧困など新たな項目を追加しているので、少し把握できるようになった。現計画の残り５年間については、この数値目標で進めながら、市民意識調査でも同和問題に関して市民の意見を確認できる項目を設けたので、状況把握に努めたい。
指標は、人権男女共同参画室の取組みとして、関連するイベントでのアンケート結果を記載しているが、この取組みとは別に、住民情報課が取組んでいる本人通知制度の周知・広報があり、日頃から取組んでいる情報発信の回数を記載している。具体的には、市役所１階の待合コーナーでの定期的な本人通知制度の周知や人権以外のイベントなどでの啓発資料の配布、広報紙での周知を年間 30 回程度行っている。主要指標ではないが、所管課ではそのような取組みを併せて行っている。

【委員】
周知などを一生懸命行っていることは十分理解できているが、本人通知の登録者数を数値目標にできないのか。数値を出せない理由を「市民が危険ではないと勘違いしてはいけない」としている姿勢が、長崎県の人権尊重を促す条例に呼応するような印象を受ける。積極的に職員全員の登録とは言わないが、それくらいの姿勢を持ってほしい。登録者の増が実質の成果だと思うので、市が気持ちを入れて取組んでいるところを正面から見せてほしい。

【会長】
人権の重要課題の中で同和問題は取扱いが希薄であり、指標が曖昧であることはこれまでも議論になってきた。本人通知制度についても、毎回この議論が出てくる。単年度で実施できることは今後も行ってほしいし、次の計画でどう活かすかを含めた議論もこれから行ってほしい。

【委員】
資料４の指標番号24「消防職員・消防団員への人権に関する研修会の実施」について、消防職員は、各所属で研修会を受講した職員が報告会等を実施し、職員の人権意識に対する理解を深めたと分かるが、消防団員については「人権に関するリーフレットの配布、周知を行い、人権に関する意識の向上を図った」と、よく分からない。様々な事情により消防団に入団する人は少ないが、人権問題に関してはしっかり教育していく必要があると思う。今後、消防団員に対してどのような人権教育を行っていくのか知りたい。

【人権男女共同参画室】
具体的な内容までは把握していないが、消防団員についても日頃からいろいろな方と関わる中で人権問題は大切に取扱う必要があると考えている。所管課に確認のうえ、別途報告する。

【会長】
後日報告する場合は、全委員に共有してほしい（別添「回答書１」参照）。

【委員】
資料４の指標番号１「生命や人権を尊重する心が育っていると回答する子どもの割合」について、指標の「生命や人権を尊重する心を育てる」ことは大切だと思うが、人権教育を考えたときに、尊重するだけではなく、自分自身も人権を持つ権利の主体であるということを理解することも、同じように重要なことだと思う。その視点を図る指標も必要ではないか。
子どもの権利は大人と同じように扱うだけでは十分に権利が保障されないときがある。そのため、「子どもの権利条約」では、子どもの権利の保障を具体的に示していて、保護されることだけではなく、例えば意見を持ってそれを表明して、聞いてもらって、自分に関係することに参加することなども含まれている。「第３次長崎市人権教育・啓発に関する基本計画」が策定された令和４年以降にいろいろな動きがあって、子どもは権利の主体であるというところが明確になってきた。令和５年施行の「こども基本法」に基づき、「長崎市こども計画」の中で、こどもを権利の主体としてとらえる考え方が位置付けられ、また、令和８年策定の「第３期長崎市教育大綱」にもこどもの権利を尊重し、こどもの意見に耳を傾けるという考え方が新たに明記された。長崎市のこども政策や教育政策はすでにこどもは権利の主体であるという考え方を取り入れている。さ

らに、令和７年６月に「人権教育・啓発に関する基本計画（第二次）」が閣議決定され、こどもへの人権教育・啓発については、こども自身に自らが権利の主体であることを発達段階に応じてわかりやすく伝えていくことが重要であるという考え方が示されている。これは学校教育の指標を考えるうえで非常に重要である。指標には「生命や人権を尊重する心が育っているか」という視点はあるが、こども自身が権利の主体であることを理解しているかという視点が見当たらないが、どのように考えているか。

【学校教育課】

こども自らが権利の主体であることをこどもが意識を持って答えるアンケートや調査などは実施していない。それぞれの発達段階に応じて、どのようにこどもたちが答えることが、自分が権利の主体であることを実感していることになるのか、検討したい。

【会長】

人権教育は何のためにやるのかという指摘だと思う。特にこどもについて、人権教育は人権の尊重と人権の共存、個人の人権を大事にすることと、互いに共存していくことを通して人権行使の主体者を育成していくことが人権教育の目指す場所であり、教員や子どもたちにどういう力量を培っていくべきかを見えるという形で整えていくことが大事だと思う。何らかの形で反映できればと思う。

【委員】

資料４指標番号 22，23，24 の市職員等への人権に関する研修について、研修の実施率は 100％で「このまま継続、推進する」としているが、最終的なアウトカムの指標、例えば「理解が深まった」「自分の態度が変わった」などのように最終的な目標につながるような指標があればもっといいのではないか。

資料４の指標番号 14「国際理解に係る講座の実施」について、国際交流員が講座を行っていることはすばらしいと思う。私の周囲ではネパール出身のかたが増えている印象がある。長崎市民としての登録者数が多い上位の外国のかたや市外に住んでいるが長崎市内で働いているかたの視点から身近にいる外国出身のかたを知るというのもいいなと思った。

資料５の事業 No.73「性感染症予防のための学校対象出前講座及び研修会の実施」について、講座の実施がないということだが、梅毒の感染率が全国で上昇しており、性教育は人権教育でもあると考えているので、最近の統計とも併せて検討してほしい。実施がないのは大丈夫かなと思うので、増やしていってほしい。

【人権男女共同参画室】

職場研修は市民向けに実施している研修と異なり、研修受講後の感想などの共有・報告に現状とどまっている。研修を実施するだけではなく、理解したうえで取組むことは非常に大切なことだと考えている。理解度を図る取組みについては、今後行いたい。

資料４の指標番号 14「国際理解に係る講座の実施」については、国際交流員が実施しているため、韓国、中国、アメリカの文化に関する紹介や交流などが主な内容になっている。外国人の技能実習生などアジア圏出身の住民が近年急増しているようなので、アジアのかたに向けた取組みなどを所管課に確認のうえ別途報告する。

資料５の事業№73「性感染症予防のための学校対象出前講座及び研修会の実施」について、コロナ禍以降は出前講座の開催希望がなかったが、大学のイベントに参加して検査などを実施している。所管課にもご意見があった旨を伝える。

【委員】
共生社会を作り上げていくためには、多文化への理解が非常に大事であり、そのために講座などを積極的に実施していると理解している。先程の話にもあったが、データ上では中国出身のかたが一番多いが、２番目にネパール出身のかたが多い。また、年々外国のかたが増えており、人口が減少傾向なので外国人の比率が上がってきている。外国のかたと交流を持つことは大事な視点だと思う。ネパール出身のかたでコミュ二ティを作っているので、連携を図るなどして交流を持ったり、講座に招聘するなどしてもいいのではないか。

【会長】
この意見はぜひ関係課に伝えてほしい（別添「回答書２」参照）。
計画期間の中で項目が硬直化してしまうと、昔は同じ項目で 10 年やれたかもしれないが、今は状況が変わるので柔軟にしていかなければならない。すべての問題が 10 年前と同じようにやれるかというとそんなことはない。そもそも論として、この計画の立て方に対する考え方を持っておく必要があると思う。

【委員】
指標４の指標番号 26「アマランス相談の認知度」について、評価は「３」で、個人の困りごとの解決に向けての支援を行うことができた反面、周知が進んでいないと記載されている。私が調べたところ、令和７年度の長崎県警のストーカー被害が 282 件で、前年度より約 30 件多くなっている。配偶者からの暴力、傷害、殺人事件が県内で 444 件と高止まりになっており、少し多くなっているのかなと思う。資料では一般相談が 973 件、うちＤＶ相談が 157 件と記載されているが、残りの 715 件の内訳はどうなっているのか。

【人権男女共同参画室】
アマランス相談の一般相談のうち、その他は家庭問題で離婚関係や家庭内でのトラブルに関する相談が多い。近隣の方とのトラブルや相続関係などの相談もある。ＤＶに関する相談については、割合として近年多くなっていると感じる。

【委員】
相談者の男女の割合はどうなっているか。

【人権男女共同参画室】
女性が 144 名、男性が 13 名である。

【委員】
他機関で相談の受け口として、ワンストップ支援センターの「性暴力被害者支援サポートながさき」でも相談を実施しているが、相談の対応スタッフが少ないと聞いた。そのくらい件数が多いの

かなと思う。一方、アマランス相談では1,000件近く相談があっているが、それでも周知が足りないということか。

【人権男女共同参画室】
アマランス相談では毎年1,000件前後の相談を受けている。電話での相談が一番多いが、対面でも相談を受けており、女性相談員３名で対応している。年間1,000件前後と件数としては多いかもしれないが、再度利用するかたも含まれているので、件数に関わらず支援を必要としているかた、不安を抱えているかたに対する身近な相談場所として、必要な時に対応ができる体制をとっていく必要があると考えている。

【委員】
アマランス相談で解決まではいかないが、例えば裁判所の調停などにつなげる対応も行っているのか。

【人権男女共同参画室】
アマランス相談は基本的に話を聞いて必要な情報は持ち帰っていただく。相談内容によっては、具体的に話を聞いた上で次の機関につなげる対応を行っている。

【委員】
評価は「３」だが、これは周知の問題であって、相談自体は毎年1,000件前後対応しているということなのか。

【人権男女共同参画室】
そうである。利用者にアンケートまでは行っていないが、できる限りの対応を心がけている。

【委員】
資料４の指標番号11、12「就労継続支援事業所の平均工賃」について、A型に関しては人件費がここ数年上がって１時間1,031円となっているため、運営が厳しくなってきている。犯罪歴がある利用者の受け入れもしているが、事業所内ではおとなしかったりするが、外のコンビニで暴れたりということもあるので、定職も難しい場合もある。B型に関しては授産ではなくお預かりという形のところもあり、伸びてこないのではないかと思う。また、１事業所での運営も厳しくなってきているところもあるので、今後、事業所の合併などでいろいろな問題が出てくることを懸念している。
資料４の指標番号23「小・中学校での人権教育研修会の実施」について、教員が研修を受けており、100%を維持しているが限界が出てきているのではないか。「障害者差別解消法」が令和６年４月に施行されたが、就労はしても、就労先で引きこもったりしてしまうので、二次障害などになることを懸念している。
資料４の取組番号29「障害者相談支援体制の充実・強化」について、利用者数も多くなっていると思うが、それに伴う相談員不足がある。人が多ければいいというわけではなく、誰にあたるかでその人の一生を左右することもある。親身になってくれる人は面談をしてくれるが、忙しいと電話１本での対応や３～５ヵ月経っても連絡がないということもあるので、相談事業所も苦労していると思う。人材をどう確保することが課題になってきていると思う。

【障害福祉課】
経営が苦しいとの話は聞いている。A型については、加算があれば上手に経営ができるのではないかと思うが、それがないところは、経営が厳しいのではないかと感じている。
B型については、事業所数と利用者数ともに増加しており、サービスの質に差が出てきていると実感している。必要に応じて事業者に指導を行うなど、サービスの質の低下を防止することに力を入れるようにしており、少しずつ始めている。
相談支援事業所の人員については、人と人との関りなので合う合わないがあるとは思うが、研修を重ねるなど、最低限の支援が行える体制をとっていきたい。また、人員が不足していることについても重々承知しているので、人材育成など長崎県と連携しながら取組みたい。

【学校教育課】
資料4の指標番号23「小・中学校での人権教育研修会の実施」について、私自身も中学校の教員であり、印象としては、こどもたちの違いを踏まえて温かく見守ったり、差別をなくそうということを優しく伝えたり、教員自身がそのような言動を行うなど、私が教員になった頃に比べると全体的に改善されているという印象がある。ただ、実際にそうなのかをどうやったら分かるのか改めて考えると、こどもがそう答えているではなく、どのような指標であれば分かるのかを考えることが、最終的なアウトカムの指標にもつながっていくのではないかと思う。

【会長】
長崎は全国に先駆けて超高齢社会を迎える。それは超障害者社会でもある。これからいろいろな形の障害のあるかたが増えていく中で、65歳問題がある。65歳までは福祉のサービスを受けられるが、65歳からは介護の対象になる。65歳の障害のあるかたの親はほとんど生きていない。そのため、成年後見制度の在り方も含めて親が安心できるようにするためには、どのようにしたら障害のあるかたたちが安心して暮らし人生を全うできるか、関係のない人にも周知を図っていく、あるいはそこに視点を置いた行政サービスの取組みを行っていくことが、この長崎ではもっと求められると思う。65歳問題への対応について、現在行っていること、今後考えていることを知りたい。

【障害福祉課】
親亡き後の障害のあるかたが地域でどのように暮らしていくかということで、地域で見守る取組みなどを進めている。例えば、何かあったときにどこの人達が話を聞いてあげるなど、まだ形になりきってはいないが着手したところである。また、65歳問題にはサービスが介護保険になるというところもあるが、障害特有のサービスを受けられる場合もあるので、そういった案内を今後もしっかり行いたい。

【会長】
制度全体の説明をされても高齢の親は分からない。ケースに応じて相談ができる環境や場所が明示されないと、自分の子どもはどうなるのかが見えないまま制度が進んでいくのが一番困る。現在受けている行政サービスや福祉サービスの一部が利用できなくなったり、負担が大きくなったときには親は死んでいて手が出せないという状況の変化が出てくる。これから先、障害のあるかたが65歳を迎えたときに、長崎市とのつなぎを円滑に行っていけるかということを示すグランドデザインを強く要望する。生きづらさを抱えている人が増えるということは、人権を侵害されている人たち

が増えていく社会であり、まちづくりの視点と福祉の問題を人権でつないでいくという発想を持ってもらいたい。

【委員】
資料４の指標番号１「生命や人権を尊重する心が育っていると回答する子どもの割合」について、実績値が 96.4％で評価は「５」と、非常にすばらしい人権教育が行き届いているのではないかと思う。
資料４の指標番号 23「小・中学校での人権教育研修会の実施率」について、教職員が対象だと思うが、達成率は 100％で評価は「５」で、学校現場における教職員についても人権教育に関しては非常にすばらしいと評価している。その中で、学校現場でのこどものいじめの問題が、長崎市内の小学校、中学校別で年間にどのくらいあるのか、人権教育との関りもあるので示してほしい。
資料４の指標番号２「社会教育施設などでの人権感覚の向上を図る学習の参加者数」、４「人権問題講演会、講座、研修会への参加者数」について、いずれも市民に対する研修だが、評価は「３」と一定の成果は獲得できているが、非常に残念である。市民が対象になるので、開催日時、ニーズなど、参加者の問題もあると思うが、同じような内容なのに生涯学習企画課と人権男女共同参画室で担当が分かれている。どのように連携しているのか、連携の在り方について考えを示してほしい。

【学校教育課】
学校がいじめを認知した件数は教育委員会で取りまとめている。小学校が令和６年度は 306 件、令和７年度は 314 件増で 620 件である。中学校が令和６年度は 162 件、令和７年度は 253 件増の 415 件である。千人当たりの認知件数で表すと、小学校が令和６年は 17.6 件、令和７年は 36.3 件、中学校が令和６年は 19.9 件、令和７年は 51.2 件である。

【会長】
解消率のデータはあるか。

【学校教育課】
解消率は、令和７年度については、小学校が 87.4％、中学校が 94.2％である。
件数だけを見ると驚くかもしれないが、これは教師側がこども一人一人を大切にしているともとらえている。
いじめの認知は、いやな思いをしたということがあれば認知となる。よかれと思ってしたことも、例えば勉強を教えてもらったけどそれが嫌だった思えば、いじめとして認知件数となる。本当に嫌な思いをして困ったということではなく、そこにしっかり寄り添うことでの認知としている。一方で、世の中も大きく変わっていて、ここ数年、ＳＮＳでこどもたちがトラブルになったりすることもあるので、時代が変わるにつれていじめが発生する場所も変わり、いじめが起こり続けていることは間違いないと思う。教師もそうだが、こどもたちがしっかりとした人権意識を持つことができるようになれば、相手が嫌がることを平気で言うことはなくなると思うので、そのような意識をもっと高める必要がある。
【生涯学習企画課】
社会教育施設での学習会や人権問題講演会などの参加数が伸びていかないことは、社会教育を行っている立場としても非常に残念であり、しっかり取組んでいく必要があると考えている。

指標番号２、４の違いは、指標番号２が社会教育施設や公民館などで取組んだもの、指標番号４は広く市民に対する講演会や研修会と分けて記載している。指標番号２の社会教育施設で取組んでいるものについては、実施回数などはあまり変わらないが伸びていない。実施する場面や日程などは、より集まりやすくするための工夫の１つとして考えているが、テーマとして重たく感じられないような見せ方の工夫など、より参加していただけるようにできないかということも検討し、人権について一緒に学んでいただけるという機会を増やして、参加者も増やしていきたい。

【会長】
指標の考え方だが、評価が３年続けて「３」にも関わらず、「このまま継続する、推進する」ということに違和感がある。評価が３年間「３」が続いたのを「４」「５」にしてくために、何をしないといけないのかという考え方になるのではないか。事業の縦割り、連携についてはどのようになっているのか。

【人権男女共同参画室】
人権に関する講座や講演会については、各所管課で連携しながらテーマがなるべく重複しないように、幅広い内容で、幅広い世代の方に周知したいと考えている。近年、目標値を達成できてないが、最近では特に若年層の参加率が低いことについても課題としてとらえているため、そういった方々に参加していただけるために、場所や日時の工夫だけではなく、いかに周知していくか、興味を持っていただけるような内容であるか考えながら、人権啓発は継続してやっていかなければならない課題だと思っているので、庁内で連携しながらやっていきたい。

【委員】
令和元年に長崎市がパートナーシップ制度を先進的に導入をしているが、パンフレット配布枚数を見ると、毎年度目標値に達していない。配布したから認知度が上がるわけではなことは分かっているが、認知度からすると評価は「２」くらいになるのではないかと見ている。実は当事者はパンフレットを見たことがない。内容に関してもほとんど理解をしていないというか興味を持っていない。令和７年に改訂しているようだが、いつ作成したものなのか。

【人権男女共同参画室】
数年前に作成したものである。

【委員】
当事者目線の内容が全く盛り込まれていない。どういう問題を抱えているのか描かれていないので、これを市民が見ても、当事者がどんな問題を抱えているか分からない。行政サービスについても記載はあるが、障害のあるかたや市役所等で働いているかた向けの内容しか記載されていない。それをもっと拡大した掲載があったらいいと思う。また、どういった民間企業でどのようなサービスが受けられるのかという記載がないので、当事者からすると目を通す意味がない。私は福岡の団体にも所属していて、九州レインボープライドというイベントの団体長をしており、長崎市の団体としてブースを出展していて、今年で３年目になる。そこに長崎市出身のかたが遊びに来るが、この制度があることをほとんど知らないので、そのようなイベントでパンフレットを配布してはどうか。また、当事者はこれを手に取りにくい。市役所に置いていたとしても、自分がそうじゃないか

と思われる不安感から取ることができない。ホームページに掲載しているのであれば、イベントに即したデザインでパンフレットを作成して配布すると、制度の認知度は上がっていくのではないか。また、当事者はほとんどWebでしか見ないので、このまま配布部数ではなくホームページ閲覧数にするとか、検討してはどうか。

【委員】

追悼平和祈念館では、こども向けの平和映画上映会を実施している。平和について考えてもらう映画を上映しつつ、会場の中で平和推進協会の写真資料調査部会から発足した小学校から高校生までのユースボランティアのこどもたちが自ら写真資料などを用いて、上映会に来たこどもたちに、自分たちが考える平和や被爆の実相などについて伝える取組みを行っている。今後も長崎市と連携しながら、こどもたちがこどもたちに伝えていける取組みをしていければと思う。

議題（２）その他（長崎県パートナーシップ宣誓制度及び長崎県人権尊重を促す条例（仮称）に係る県の動向）

【委員】

市にも活きる考え方だと思うが、「すべての人は」というところで、かなり包括的な人権の条例なのに、こどもには読めないし、外国人にも読みにくい。外国のかたと一緒にパブリックコメントを書こうとしたが、読めないと言っていた。「すべての人が」と言うのであれば、みんなが読めるようにしたほうがいいと思う。

【会長】

最後に３点伝えたい。

１点目は、毎年言っているが、70分で委員全員に意見を言ってもらうことの大変さを考えてほしい。あと30分程審議の時間を延ばすことで、この会そのものが充実したものにつながっていくのではないか。

２点目が、担当課は出席することを前提としてほしい。

３点目は、人権という人の内面に関わる問題を数値化することはおのずと限界がある。限界はあるが、今日いろいろな形で指摘があったように、変えるべきところは変えていく、より分かりやすいものにしていく、それから今日の指摘の中にあった、次の時代を睨みながら今やるべきことをきちんとやっていくという、その起点にこの審議会をしてほしい。ここは何かを作るとか変える場所ではなく、意見を言う場所である。その意見も大事にして、政策に反映してほしい。

これで議事を終了する。